

## 常総市個人情報保護条例及び常総市情報公開条例の一部を改正する条例（案）について

この条例（案）は、平成29年5月に行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）が施行され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）が改正されたことに伴い、常総市個人情報保護条例及び常総市情報公開条例において、法律と同様の改正を行おうとするものです。

まず、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正の概要として、個人情報の定義が改められ、個人識別符号及び要配慮個人情報が個人情報に該当することとされました。個人識別符号は、個人番号や旅券番号などの公的な番号に加え、遺伝子情報その他の身体的な特徴をもって個人の認証に用いるものであり、本市の個人情報保護条例においては、これらを解釈、運用等で個人情報と捉えておりましたが、法律を引用してこれを規定することといたします。次に、要配慮個人情報は、本市をはじめとした多くの地方公共団体において、原則として収集を禁止している本人の人種、信条、犯罪歴等ではありますが、法律では、これを新たに定義するとともに、その取得については、原則として本人の同意を得ることが義務付けられました。本市では、既にこれらの収集を原則として禁止しておりますが、法律と同様に定義、その取扱い等について規定することといたします。

また、本市では、保護されるべき個人情報に死者の個人情報を含めておりますが、これは法律における個人情報の保護の範囲を超えるものであることから、法律と同様に個人情報の範囲を生存する個人に関する情報に改めることといたします。

次に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の改正は、個人識別符号を情報公開請求に係る不開示情報とした上で、公益上特に必要があると認めるときは、これを開示することができる裁量的開示の対象から除くこととするものでありますが、情報公開条例においても、これと同様の改正を行うことといたします。

このほか、条項中の用語を見直すとともに、これに伴う条文の整合を図る改正を行うことといたします。